

第6章 職員団体

一般職の国家公務員（行政執行法人職員を除く。）は、国公法第108条の2の規定により、警察職員及び海上保安庁又は刑事施設で勤務する職員（本章第1節において「警察職員等」という。）を除き、勤務条件の維持改善を図ることを目的として職員団体を結成することができることとされている。

職員団体制度の周知徹底を図るため、音声解説付きの制度説明資料を電子的に作成し、本府省及び各府省の地方支分部局等の担当者に対し配布しており、令和5年度も同様に音声解説付きの制度説明資料を配布した。

第1節 管理職員等の範囲

国公法第108条の2の規定により、重要な行政上の決定を行う職員、管理的又は監督的地位にある職員及び職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員である「管理職員等」とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないこととされている。

管理職員等の範囲については、規則17-0（管理職員等の範囲）の別表で、組織区分に応じて具体的に定められており、行政機関の組織又は官職の改廃等があった場合には、それに適応するよう同規則別表の改正が行われている。令和5年度は3回の改正を行った。

令和5年度末における管理職員等の総数は38,394人であり、定員（警察職員等を除く。）240,353人に対する割合は16.0%であった（資料6-1）。

第2節 職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体が国公法に定める要件を満たした民主的かつ自主的な団体であることを人事院が公証するものであり、これによって、交渉等における当局と職員団体との関係の円滑化を図り、安定した労使関係の確立を期待しているものである。

国公法第108条の3及び規則17-1（職員団体の登録）の規定に基づく令和5年度の新規登録は2件であり、登録の抹消は48件であった。この結果、令和5年度末における登録職員団体の総数は1,207団体となり、職員団体加入人員（以下「加入人員」という。）は63,824人（管理職員等による職員団体（10団体）を除いた加入人員は63,606人）となっている。

また、規約等の登録事項の変更に伴う変更登録は989件であった（資料6-2）。

第3節 職員団体のための職員の行為

1 在籍専従

職員は職員としての身分を保有したまま、職員団体の業務に専ら従事することはできないが、所轄庁の長の許可を受けた場合には登録職員団体の役員として専ら当該団体の業務に従事すること（いわゆる在籍専従）が認められている（国公法第108条の6）。その最長期間については、国公法附則第7条により、当分の間、7年以下の範囲内で規則で定める期間とされ、規則により7年と定められている（規則17-2（職員団体のための職員の行為）第8条）。

令和5年末における在籍専従者数は110人であった（資料6-3）。

2 短期従事

在籍専従以外に、職員は登録職員団体の役員、議決機関の構成員等として、所轄庁の長の許可を受けて、1日又は1時間を単位として年間30日の範囲内でその職員団体の業務に短期に従事することができることとされている（規則17-2第6条）。令和5年中の短期従事者数は187人で、その総従事期間は1,104日2時間であった（資料6-4）。

第4節 職員団体等の法人格

1 登録職員団体

登録職員団体は、法人格法第3条第1項の規定により、法人となる旨を人事院に申し出ることにより、法人となることができることとされている。令和5年度末において、法人格を付与されている登録職員団体は96団体となっている。

2 認証職員団体等

登録されていない職員団体等の申請に基づき、その規約が要件を満たすものであると人事院が認証した場合は、その職員団体等が主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより法人格が付与されることとされている（法人格法及び規則17-3（職員団体等の規約の認証））。令和5年度末において、人事院が認証機関として規約を認証している職員団体等は5団体となっている。

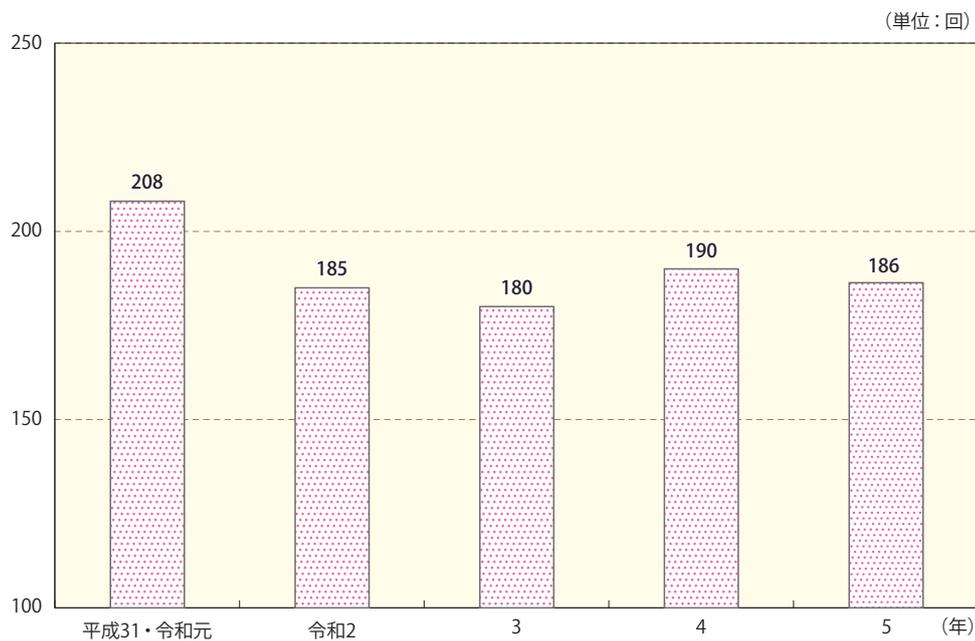
第5節 職員団体との会見

人事院は、職員の勤務条件に関し、勧告、規則の制定・改廃などを行うに当たって、職員団体等と会見を行うことを通じて、意見、要望などを聴き、施策に反映させることとしている。

令和5年の職員団体等との会見回数は、本院において69回、地方事務局（所）において117回の合計186回であった。その内容は、春闘統一要求・人事院勧告要求関係が99回（53.2%）と最も多く、次いで級別定数の改定関係が81回（43.5%）、男女共同参画関係が5回（2.7%）などとなっている。

令和5年の会見回数は、令和4年と比べ4回の減少であり、前年並みとなっている（図6）。

図6 職員団体等との会見回数



第6章 補足資料

資料6-1 管理職員等の状況（令和6年3月31日現在）

区分 府省名	定員 (A) 人	管理職員等 (B) 人	割合 (B/A) %
内閣府	8,604	1,518	17.6
デジタル庁	494	93	18.8
復興庁	218	78	35.8
総務省	4,782	901	18.8
法務省	33,681	6,723	20.0
外務省	6,424	591	9.2
財務省	72,878	10,466	14.4
文部科学省	2,161	427	19.8
厚生労働省	33,510	3,939	11.8
農林水産省	19,620	3,348	17.1
経済産業省	7,997	1,251	15.6
国土交通省	44,759	8,352	18.7
環境省	3,332	380	11.4
防衛省	26	4	15.4
人事院	617	153	24.8
会計検査院	1,250	170	13.6
計	240,353	38,394	16.0

(注) 「定員」は、令和5年度末の給与法適用職員（警察職員等を除く。）の定員に検察官の定員を加えたものである。

資料6-2 職員団体の登録状況（令和6年3月31日現在）

府省名	区分	登録職員 団体数	在職者数 (A)	加入人員数 (B)	職員団体 加入率 (B/A)	令和5年度登録件数		
						新規登録 団体	変更登録 団体	登録の抹消 団体
内閣府		2	6,506	126	1.9		1	
デジタル庁			365					
復興庁			122					
総務省		10	3,565	1,229	34.5		6	4
法務省		31	24,468	2,790	11.4		18	
外務省			5,776					
財務省		671	60,237	26,053	43.3	1	627	32
文部科学省			1,681					
厚生労働省		65	28,153	15,642	55.6		58	
農林水産省		199	14,810	8,510	57.5		190	2
経済産業省		3	6,373	588	9.2		2	
国土交通省		200	34,210	8,334	24.4	1	66	10
		10	5,901	218	3.7		10	
環境省		1	2,614	8	0.3			
防衛省			18					
人事院		1	425	14	3.3		1	
会計検査院		1	944	312	33.1		1	
その他		13					9	
計		1,207	190,267	63,606	33.4	2	989	48
令和4年度計		1,253	190,874	67,188	35.2	6	991	32

- (注) 1 「国土交通省」の下欄は、管理職員等で組織する職員団体に係るものであり、その「在職者数」は、当該職員団体に加入し得る職員の総数である。
- 2 「在職者数」は、令和5年7月1日現在の「一般職国家公務員在職状況統計表」（内閣官房内閣人事局調べ）における常勤職員数に検察官の数を加え、警察職員等及び管理職員等の数を除いたものである。
- 3 「加入人員数」は、登録職員団体の加入人員を合計したもの（同一人の重複を除く。）である。
- 4 「その他」は、構成員が2府省以上にわたるもの（国公関連労働組合連合会非現業国家公務員部会、日本国家公務員労働組合連合会行政職部会、沖縄非現業国家公務員労働組合等）であり、その「加入人員数」は、それぞれの該当府省の加入人員数に含まれている。
- 5 「計」欄のうち、「在職者数」、「加入人員数」及び「職員団体加入率」は、管理職員等で組織する職員団体に係るものを除いたものであり、登録職員団体のない府省（デジタル庁、復興庁、外務省、文部科学省及び防衛省）を除いた「在職者数」は182,305人、「職員団体加入率」は34.9%である（令和4年度計の同「在職者数」は183,151人、「職員団体加入率」は36.7%である。）。

資料6-3 在籍専従状況 (令和5年12月31日現在)

(単位：人)

府省名	区分	登録職員団体加入人員数	在籍専従者数
総務省		1,100	4
法務省		2,692	2
財務省		5,959	9
国税庁		19,875	44
厚生労働省		15,434	16
農林水産省		5,695	6
林野庁		2,787	13
国土交通省		8,169	16
計		61,711	110

(注) 1 「登録職員団体加入人員数」は、在籍専従者を置く職員団体のみの加入人員数である。
 2 在籍専従者のいない府省は省略した。ただし、気象庁は国土交通省に含めた。

資料6-4 短期従事状況 (令和5年)

府省名	区分	短期従事者数 人	延べ従事期間	
			日	時間
法務省		5	11	7
財務省		25	67	1
国税庁		17	151	7
厚生労働省		43	328	1
農林水産省		29	155	5
林野庁		62	360	4
国土交通省		6	28	6
計		187	1,104	2

(注) 1 「延べ従事期間」は、短期従事者ごとの1年間（令和5年1月1日から12月31日まで）の短期従事の従事期間を合算したものであり、時間単位の期間については、7時間45分をもって1日に換算した。
 2 短期従事者のいない府省は省略した。